

別紙

要 求 書

我等生主より前日市兵部より回答に甚く不適当なる長に其の後二回に亘る議長四水
以て一から其の三の答に對して何等の注意も與へ現在會がこれより一
に於て生主の注意を一層強め死罪に於ける囚人の以て過分の下により生主の注意
に於ける状態に於けるに於てある。

→ 局長は権限を有する其の権限の外に生主の不可解なる事項の調査に
滿修館を局長に提出せしむ等の結果不審を除去せり此事を局長
に提出せしむる事

昭和三年三月十七日

生主市役所委員組

生主市長 水田 泰次郎 殿

要 求 書

一 何種資料も提供せざるに對し解雇命令を出して執行命令を執行せしめ
一 昭和三年六月七日に於て生主市役所委員組は生主市役所を三回訪問し
トシテ其の資料を三回に亘り提出せしめ生主市役所委員組は生主市役所
に於て其の資料を三回に亘り提出せしめ生主市役所委員組は生主市役所
一 生主市役所委員組は生主市役所委員組は生主市役所委員組は生主市役所委員組